

静岡県監査委員告示第5号

静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程（昭和39年静岡県監査委員告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡県監査委員 森 裕  
 静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
 静岡県監査委員 鈴 木 澄 美  
 静岡県監査委員 佐 地 茂 人

改正前	改正後
<p><b>第6条</b>（略）</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 事務局長、次長及び課長に対する週休日の指定及び振替並びに<u>4時間</u>の勤務時間の割振り変更</p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p><u>(12)</u>（略）</p> <p>課長共通専決事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 課員（課長を除く。(3)～(8)までにおいて同じ。）に対する出張の命令</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 課員に対する週休日の指定及び振替並びに<u>4時間</u>の勤務時間の割振り変更</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) <u>静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条第1項及び第3項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第23条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長、第31条各項の規定による保有個人情報の訂正をするかどうかの決定、第32条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長、第38条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうか</u></p>	<p><b>第6条</b>（略）</p> <p>事務局長専決事項</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 事務局長、次長及び課長に対する週休日の指定及び振替並びに<u>半日勤務時間</u>の勤務時間の割振り変更</p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p><u>(12) 事務局長、次長及び課長に対する高齢者部分休業の承認</u></p> <p><u>(13)</u>（略）</p> <p>課長共通専決事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 課員（課長を除く。(3)～(7)までにおいて同じ。）に対する出張の命令</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 課員に対する週休日の指定及び振替並びに<u>半日勤務時間</u>の勤務時間の割振り変更</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条各項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第93条各項の規定による保有個人情報の訂正をするかどうかの決定、第94条第2項及び第95条の規定による決定期間の延長、第101条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第102条第2項及び第103条の規定による決定期間の延長並</u></p>

<p>かの決定並びに<u>第39条第2項及び第3項</u>の規定による決定期間の延長</p> <p>(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)～(11)</u> (略)</p>	<p><u>びに個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年静岡県条例第52号)第4条第2項及び第5条の規定による決定期間の延長</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 事務局職員に対する高齢者部分休業の承認</u></p> <p><u>(10)～(12)</u> (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。